

令和4年12月15日
国土交通省東京航空局

航空機使用事業の新規許可について 【学校法人日本航空学園】

令和4年10月7日付けで学校法人日本航空学園から申請のありました航空機使用事業の許可について、本日付けで許可しましたので、お知らせします。
なお、概要は下記のとおりです。

記

1. 名称及び住所並び代表者氏名

名 称：学校法人 日本航空学園
住 所：山梨県甲斐市宇津谷445番地
代表者氏名：理事長 梅沢 重雄

2. 事業計画

- (1) 事業内容 操縦訓練
(2) 事業活動を行う主たる地域 日本国内
(3) 使用航空機の国籍、型式及び登録記号

国籍及び登録記号	型 式
JA3829	パイパー式
JA3901	PA-28-161 型

(4) 航空機の運航管理の施設及び航空機の整備の施設の概要

名称：学校法人日本航空学園 能登里山空港内 能登運航所
(石川県輪島市三井町洲衛9部27番地7)

(5) 事業開始予定

令和5年1月(予定)

【問い合わせ先】

東京航空局 総務部 航空振興課 企画調整係、事業係
電 話 03-5275-9315 (ダイヤル)
国土交通省東京航空局ホームページ
(<http://www.cab.mlit.go.jp/tcab/>)